

令和8年2月12日開催  
調 査

# 経済福祉常任委員会資料

○調査事件12 国民健康保険事業の運営について

福 祉 課



## 調査事件 1 2 国民健康保険事業の運営について

### 1 国民健康保険特別会計の決算状況について

令和6年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が643,373千円、歳出総額が630,801千円となっており、収支差引は12,572千円の黒字となっております。また、収支差引から繰越金及び基金繰入金を減算した額に、基金積立金を加算した実質単年度収支においても、5,551千円の黒字となっております。

前年度と対比すると、歳入で27,529千円の増加、歳出では23,717千円の増加となっております。

歳出において、医療費の増により保険給付費が69,200千円と大幅な増加となっておりますが、繰入金及び繰越金は減少しております。また、歳入においては、歳出の医療費の増に伴い道支出金も68,099千円増加しております。

なお、科目別の決算状況は、次の表のようになっております。

#### 【歳入】 (単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度	増 減
国民健康保険税	80,128	74,451	5,677
使用料及び手数料	1	1	0
道 支 出 金	498,787	430,688	68,099
繰 入 金	50,236	73,597	▲ 23,361
繰 越 金	8,761	36,890	▲ 28,129
諸 収 入	534	200	334
財 産 収 入	116	19	97
国 庫 支 出 金	4,810	0	4,810
合 計	643,373	615,846	27,527

#### 【歳出】 (単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度	増 減
総 務 費	8,240	4,786	3,454
保 険 給 付 費	483,104	413,904	69,200
国民健康保険事業費納付金	125,480	134,869	▲ 9,389
保 健 事 業 費	9,342	8,155	1,187
諸 支 出 金	2,895	45,351	▲ 42,456
基 金 積 立 金	1,740	19	1,721
合 計	630,801	607,084	23,717

収 支 差 引	12,572	8,762	3,810
実質単年度収支	5,551	▲ 55,109	60,660

各年度別の決算状況は、次の表のようになっております。

■年度別決算の状況

(単位：千円)

年度	被保険者数	歳入	歳出	差引	実質単年度収支
4	1,019人	682,211	645,321	36,890	21,674
5	956人	615,846	607,084	8,762	▲55,109
6	881人	643,373	630,801	12,572	5,551

※ 実質単年度収支=収支差引-繰越金-基金繰入金+基金積立金

2 令和7年度の運営状況について

(1) 令和7年度の決算見込みについて

令和7年度の決算見込みにおいて、収支差引2,794千円を見込んでおり、令和7年度決算見込と令和6年度決算額との比較では、歳出において保険給付費が16,587千円の減少、それに伴い歳入の道支出金も21,818千円減少を見込んでおります。なお、予算状況は次の表のようになっております。

【歳入】

(単位：千円)

科目	R7決算見込	R6決算	差引
国民健康保険税	95,362	80,128	15,234
使用料及び手数料	1	1	0
道支出金	476,969	498,787	▲21,818
繰入金	51,938	50,236	1,702
繰越金	12,572	8,761	3,811
諸収入	193	534	▲341
財産収入	116	116	0
国庫支出金	4,325	4,810	▲485
合計	641,476	643,373	▲1,897

【歳出】

科目	R7決算見込	R6決算	差引
総務費	9,013	8,240	773
保険給付費	466,517	483,104	▲16,587
国民健康保険事業費納付金	139,909	125,480	14,429
共同事業拠出金	0	0	0
保健事業費	10,275	9,342	933
諸支出金	898	2,895	▲1,997
基金積立金	12,070	1,740	10,330
合計	638,682	630,801	7,881

収支差引	2,794	12,572	▲9,778
------	-------	--------	--------

### 3 国民健康保険事業費納付金について

国民健康保険事業費納付金の状況ですが、令和7年度は139,909千円となっており、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金が創設となったことにより、北海道から146,498千円の額が示されております。

また、年度別の納付金の推移は、次の表のようになっております。

#### ■納付金の推移

(単位：千円)

年度	医療給付分	支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	計
4	98,918	24,821	7,038		130,777
5	102,379	25,364	7,126		134,869
6	91,165	26,160	8,155		125,480
7	100,362	29,414	10,133		139,909
8	106,273	28,211	9,219	2,795	146,498

### 4 福島町国民健康保険事業基金について

基金については、令和7年度予算では12,070千円の積み立てを予定しており、令和7年度末残高は175,249千円を見込んでおります。

なお、令和8年度以後についても全道広域化に伴う税率改正を行ってまいります。国民健康保険税に万が一不足が生じるような場合は、基金に十分な積立金がありますので、基金を活用し柔軟かつ適切に対応してまいります。

#### ■基金残高の推移

(単位：千円)

年 度	前年度末残高	積立額	支消額	年度末残高
3	135,495	24,532	0	160,027
4	160,027	28,506	0	188,533
5	188,533	19	27,000	161,552
6	161,552	1,740	0	163,292
7	163,292	12,070	0	175,362
8	175,362	450	0	175,812

※令和8年度は予算計上値

## 5 令和8年度に向けての国民健康保険税率改正について

町では、北海道国民健康保険運営方針に基づき、令和12年度の全道統一の保険料率となることを見据えた改正を実施してきております。

このたび北海道から令和8年度の標準保険料率が示されたことから、標準保険料率に沿った税率に改正いたします。

また、令和8年度においては、子ども・子育て支援金制度が新たに創設されたことにより、子ども・子育て支援納付金の課税が開始されることが決定しております。

なお、改正の内容は、下記のとおりとなっております。

### (1) 令和8年度改正税率

(単位：％、円)

区 分		現 行	改正案	増 減
基 礎 課 税 分 ( 医 療 分 )	所得割	8.33 %	8.48 %	0.15 %
	均等割	27,700 円	29,300 円	1,600 円
	18歳以上均等割	円	円	円
	平等割	27,400 円	28,800 円	1,400 円
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	所得割	2.53 %	2.38 %	▲0.15 %
	均等割	8,800 円	8,700 円	▲100 円
	18歳以上均等割	円	円	円
	平等割	8,800 円	8,600 円	▲200 円
介 護 納 付 金 分	所得割	1.96 %	1.95 %	▲0.01 %
	均等割	8,900 円	8,900 円	0 円
	18歳以上均等割	円	円	円
	平等割	7,000 円	6,900 円	▲100 円
子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	所得割	%	0.29 %	0.29 %
	均等割	円	1,000 円	1,000 円
	18歳以上均等割	円	100 円	100 円
	平等割	円	1,000 円	1,000 円
計	所得割	12.82 %	13.10 %	0.28 %
	均等割	45,400 円	47,900 円	2,500 円
	18歳以上均等割	円	100 円	100 円
	平等割	43,200 円	45,300 円	2,100 円

#### ・子ども・子育て支援納付金

※18歳未満の均等割額は、10割軽減の措置が講じられます。

※18歳以上の被保険者に対しては、均等割1,100円(18歳以上均等割額100円を上乗せ)となります。

## (2) 今後のスケジュールについて

令和8年度の保険税率の改正に向けたスケジュールについては、次のように予定しております。

- 令和8年2月 国民健康保険運営協議会への諮問、答申
- 3月 定例会3月会議に条例改正案を上程
- 5月 町広報掲載
- 6月 新税率による課税開始

## 6 課税限度額の引き上げについて

国民健康保険における条例の改正として、課税限度額の引き上げが予定されており、令和8年度より基礎課税分に係る限度額が1万円引き上げ、新設される子ども・子育て支援金納付分に係る限度額を3万円となり、合計で4万円増となります。

なお、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は据え置きとなります。

区 分	現 行	改正案	増 減
基 礎 課 税 分	6 6 万円	6 7 万円	1 万円増
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2 6 万円	2 6 万円	—
介 護 納 付 金 分	1 7 万円	1 7 万円	—
子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	—	3 万円	3 万円増
計	1 0 9 万円	1 1 3 万円	4 万円増

## 7 保険税の軽減判定所得の改正について

保険税の軽減判定所得を見直し、5割軽減と2割軽減判定に使用される額を引き上げることにより、負担軽減を図ります。

判定区分	現 行	改正案	増 減
5 割 軽 減	3 0 . 5 万円	3 1 万円	0 . 5 万円増
2 割 軽 減	5 6 万円	5 7 万円	1 . 0 万円増

# 資料1 令和8年度国民健康保険税率改正による被保険者への影響額

ケース① 基準総所得0円、単身世帯(40歳以上)

(単位：円)

税率	人数	医療分		後期支援金等分		介護納付金分		子ども支援金分		軽減前 保険税額	軽減額 (7割)	保険税額
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割			
現行	1	27,700	27,400	8,800	8,800	8,900	7,000	—	—	88,600	62,020	26,600
改正後	1	29,300	28,800	8,700	8,600	8,900	6,900	1,100	1,000	93,300	65,310	28,000
差額		1,600	1,400	▲100	▲200	0	▲100	1,100	1,000	4,700	3,290	1,400

ケース② 基準総所得0円、3人世帯(40歳以上の夫婦と18歳未満の子ども1人)

(単位：円)

税率	人数	医療分		後期支援金等分		介護納付金分		子ども支援金分		軽減前 保険税額	軽減額 (7割)	保険税額
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割			
現行	3	83,100	27,400	26,400	8,800	17,800	7,000	—	—	170,500	119,350	51,200
改正後	3	87,900	28,800	26,100	8,600	17,800	6,900	2,200	1,000	179,300	125,510	53,800
差額		4,800	1,400	▲300	▲200	0	▲100	1,100	1,000	8,800	6,160	2,600

ケース③ 基準総所得額100万円

(単位：円)

世帯員数	現行	改正後	増減
1	216,800	224,300	7,500
2	262,200	272,300	10,100
3	307,600	320,300	12,700
4	353,000	368,300	15,300

ケース④ 基準総所得額250万円

(単位：円)

世帯員数	現行	改正後	増減
1	409,100	420,800	11,700
2	454,500	468,800	14,300
3	499,900	516,800	16,900
4	545,300	564,800	19,500

ケース⑤ 基準総所得額500万円

(単位：円)

世帯員数	現行	改正後	増減
1	729,600	748,300	18,700
2	775,000	796,300	21,300
3	820,400	844,300	23,900
4	865,800	892,300	26,500